

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 2 6 日

北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長補佐 殿  
東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿  
関東地方整備局 港湾空港部 空港整備課長 殿  
北陸地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿  
中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿  
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿  
中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿  
四国地方整備局 港湾空港部 工事安全推進室長 殿  
九州地方整備局 港湾空港部 空港整備課長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 空港整備課長 殿  
東京航空局空港部 土木課長 殿  
大阪航空局空港部 土木課長 殿

航空局航空ネットワーク部空港技術課  
課長補佐（土木担当）

#### 検査書類限定型試行工事の実施について

工事検査（完成・既済部分等）における、検査職員による書類検査（電子検査を含む）において、書面検査の時間短縮や受注者における説明用資料等の書類削減による効率化を図ることを目的とした、検査書類限定型試行工事を実施するものとする。

試行実施に当たっては、別紙（実施要領）に基づき、適切に対応されたい。

なお、本事務連絡は令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用するものとする。

ただし、既契約工事であっても受注者の同意がえられた場合には同様に適用することができる。

## 検査書類限定型試行工事 実施要領

## 1. 目的

「検査書類限定型試行工事」は、検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、書面検査の時間短縮や受注者における説明用資料等の書類削減により、検査に係わる効率化を図るとともに、受発注者における検査時の負担軽減を図ることを目的とした施工工事である。

## 2. 対象工事

対象工事は、空港工事（維持修繕工事含む）において、Aランク発注（WT0工事含む）の工事について、受発注者協議のうえ実施するものとする。

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

## 3. 試行内容

## (1) 技術検査

検査職員は、技術検査時に下記の書類に限定して資料検査を行う。

①施工計画書	⑤出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類を含む。）	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知等）	⑦工事写真
④材料品質証明資料	

※上記書類は、検査用に作成するものではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※上記以外の書類についても、従前どおりにとりまとめのうえ、監督職員の確認をうけるものとする。

※監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（案）（工事成績評定実施基準の別紙－5①～④）を検査日までに検査職員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

## (2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

## 4. 実施方法

- ・打合せ簿（協議）により、受注者と協議するものとする。
- ・特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記7書類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

## 5. その他

- ・ 入札説明書及び特記仕様書への記載は、別紙 1 を参照するものとする。

### 【打合せ簿（協議）記載例】

1. 本工事を、「検査書類限定型試行工事」の対象工事とすることを協議願います。  
検査書類限定型試行工事とは、〇〇検査時に下記の 7 書類に限定して資料検査を行うものである。

①施工計画書	⑤出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類を含む。）	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知等）	⑦工事写真
④材料品質証明資料	

2. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

【入札説明書記載例】

○工事概要

本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、書面検査の時間短縮や受注者における説明用資料等の書類削減により、検査に係わる効率化を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

【特記仕様書記載例】

○検査書類限定型試行工事

1. 本工事は検査書類限定型試行工事の対象である。
2. 受注者が検査書類限定型試行工事の実施について、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。
3. 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 技術検査

技術検査官は、技術検査時に下記の7書類に限定して資料検査を行う。

①施工計画書、②施工体制台帳、③工事打合せ簿、④材料品質規格証明書、⑤出来形管理図表、⑥品質管理図表、⑦工事写真

※上記書類は、検査用に作成するものではなく、適時、監督職員に提出した資料を取り纏めたものとする。

※上記以外の書類についても、従前どおりに取り纏めのうえ、監督職員の確認をうけるものとする。

※監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（案）（工事成績評価実施基準の別紙-5①～④）を検査日までに検査職員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

(2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。